女性活躍推進法　一般事業主行動計画書　九州プラスチック工業株式会社

目標　　計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を50%以上にする。

計画期間　2026年4月1日～2031年3月31日

＜取組内容・実施時期＞

・2026年10月～
社内における男性育休の取得状況と、過去に取得しなかった（できなかった）理由について、
対象年齢層の男性社員や管理職へのヒアリング・アンケートを実施し、課題を抽出する。

・2027年1月～
1、厚生労働省の素材等を活用し、法改正に対応した「男性向けの育休ガイドブック（制度）概要や給付金の手続き
取得事例などをまとめたもの）」を作成する。
2、対象者（本人およびその上司）に対して、人事部から個別に制度案内と取得意向確認を行うための
「個別面談シート」および運用フローを整備する。
・2027年4月～
1、子が生まれた（または生まれる予定の）男性社員およびその上司への個別面談を義務化し、100%の意向確認をスタートする。
2、管理職を対象に、部下の育休取得を促すマネジメント（業務の代替要員の確保や引き継ぎのサポート）に関する研修や説明会を実施する。

・2027年10月～
実際に育休を取得した男性社員の体験談（期間、業務調整の工夫、周囲の声など）を社内報やインターネットで公開し、
休みやすい職場の雰囲気づくりを推進する。

・2029年4月～
過去1年間の男性育休の取得率、取得日数を集計・分析し、目標の達成度合いを社内および外部
（厚生労働省のデータベースなど）へ公表する。